

研修室等の利用料金の限度額

利用区分	単位	利用料金の限度額	
		基本利用料金	冷暖房料
研修室 1	1 時間	400 円	100 円
研修室 2		200 円	50 円
研修室 3		200 円	50 円
和室 1		200 円	50 円
和室 2		200 円	50 円
和室 3		200 円	50 円
会議室		200 円	50 円

備考

- 1 利用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間として計算する。
- 2 室を二分して利用するときの利用料金の額は、この表に掲げる額の 5 割に相当する額とする。(文化センターは該当しない。)
- 3 営利を目的とする場合の基本利用料金は、この表に掲げる額の 2 倍に相当する額とする。
- 4 電気器具等を持込使用する場合は、それぞれ実費を基準として規則で定める額を別に徴収する。
- 5 利用料金を算出して得た額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

研修室等での電気器具等持込利用料金

利用区分		利用料金の限度額
電気器具等（消費電力 500w 以上）を持込利用する場合の電気の利用料金	消費電力量 1 kwh まで	50 円
	消費電力量 1 kwh を超える場合	50 円に 3 kwh ごとに 50 円を加算する